

# 第12回 桑名市源十郎新田事案技術検討専門委員会

## 説明資料

令和4年6月21日

三重県

# 目次

1. 油の賦存量について

---

2. 令和5年度以降の事案地の状況

---

3. 令和5年度以降の工作物の点検

---

4. 支障除去対策の完了に向けた有害性の評価

---

# 1. 油の賦存量について

---

- 1. 1 旧処分場の油賦存量の見直し
- 1. 2 油賦存量の再計算結果
- 1. 3 移動態油の回収状況

# 1.1 旧処分場の油賦存量の見直し

前回の委員会では、旧処分場内の油賦存量の見直しを行った。

## <前回の委員会における油賦存量の見直し>

### ■ 熱処理エリア、熱処理エリア以西

- ・油賦存量(①): 事前ボーリングにおける**土壌TPH分析結果に基づき三次元クリギング計算**により算出。
- ・移動態油量※1(②): **油賦存量(①)に、掘削除去エリアの油賦存量(④)に対する回収油量(⑤)の比(⑤/④)を乗じて算出。**
- ・固定態油量(③=①-②): 油賦存量から移動態油量を差し引いて算出。

### ■ 掘削除去エリア

- ・油賦存量(④=⑤+⑥): 回収油量と固定態油量を合算して算出。
- ・回収油量(⑤): **釜場内で水面に浮遊する油の回収実績値。**
- ・固定態油量(⑥): **掘削除去した体積に、掘削時に測定した土壌TPH分析結果を乗じて算出。**

※1 釜場掘削により回収可能な油量(回収油量)を移動態油量とみなす。

前回の委員会では、掘削除去エリアの回収油量(⑤)が未確定であり暫定値を用いていたが、このたび確定したため、**今回の委員会では⑤の確定値に基づいた油賦存量の算出結果をお示しする**ものである。

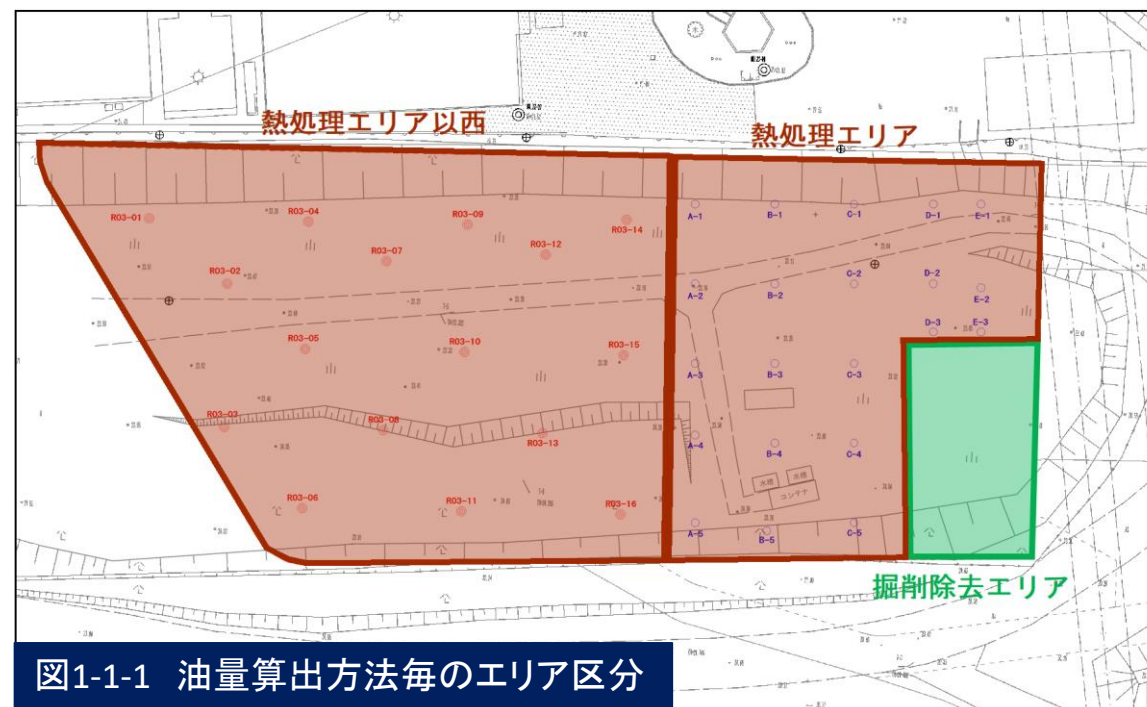


図1-1-1 油量算出方法毎のエリア区分

# 1. 2 油賦存量の再計算結果

掘削除去エリアの移動態油量に基づき再計算した結果、総油量は、旧処分場内(掘削除去)では24,600Lから29,300L、旧処分場内(全体)では512,600Lから517,300L、事案地及びその周辺の総量は898,600Lから903,300Lとなった。

そのうち移動態油量は、旧処分場内(掘削除去)では10,900Lから11,000L、旧処分場内(全体)では227,000Lから194,400L、事案地及びその周辺の総量は328,400L～355,400Lから295,800L～322,800Lとなった。

表1-2-1 見直し前後の油賦存量の比較

エリア	対策	油量区分	見直し前	第11回委員会	第12回委員会
旧処分場外	a: 油回収	総油量		約 309,000L	約 309,000L
		うち移動態油量		約 86,000～113,000L	約 86,000～113,000L
	b: 掘削除去(完了)	総油量		約 77,000L	約 77,000L
		うち移動態油量		約 15,400L	約 15,400L
	小計	総油量	約 386,000L <sup>※1</sup>	約 386,000L <sup>※1</sup>	約 386,000L <sup>※1</sup>
		うち移動態油量	約 101,400～128,400L	約 101,400～128,400L	約 101,400～128,400L
旧処分場内	c: 油回収	総油量		約 162,000L	約 162,000L
		うち移動態油量		約 71,800L	約 60,900L
	d: 掘削除去(完了)	総油量		約 24,600L	約 29,300L
		うち移動態油量		約 10,900L	約 11,000L
	e: 熱処理	総油量		約 326,000L	約 326,000L
		うち移動態油量		約 144,400L	約 122,500L
	小計	総油量	約 1,394,000L <sup>※1</sup>	約 512,600L	約 517,300L
		うち移動態油量	約 231,800L	約 227,000L	約 194,400L
合計 (事案地及びその周辺の油賦存量)		総油量	約 1,780,000L <sup>※1</sup>	約 898,600L	約 903,300L
		うち移動態油量	約 333,200～360,200L	約 328,400～355,400L	約 295,800～322,800L

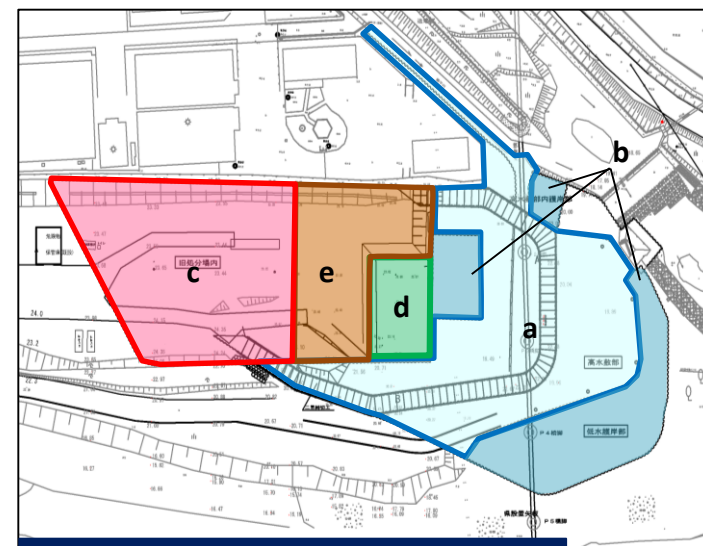


図1-2-1 油賦存量のエリア区分

※1 「三重県桑名市源十郎新田地内産業廃棄物不法投棄に係る特定支障除去等実施計画」

# 1.3 移動態油の回収状況

表1-3-1 移動態油の回収状況

エリア	賦存量 <sup>※1</sup>			回収量実績 <sup>※2</sup>			移動態油の回収率 (⑤/②)
	①総油量 (②+③)	②移動態油量	③固定態油量	④総油量 (⑤+⑥)	⑤移動態油量	⑥固定態油量	
A: 汚染源域	約 51,000L	約 6,540L	約 44,460L	約 51,000L (回収完了)	約 6,540L (回収完了)	約 44,460L (回収完了)	100%
B: 低水護岸部	約 18,000L	約 8,860L	約 9,140L	約 18,000L (回収完了)	約 8,860L (回収完了)	約 9,140L (回収完了)	100%
C: 高水敷部	約 219,000L	約 65,550L ～ 130,240L	約 88,760L ～ 153,450L	約 78,390L (回収中)	約 76,180L (回収中)	約 2,210L (回収完了)	58～ 100%
D: 北側・振子川 護岸エリア	約 98,000L	約 29,300L ～ 58,280L	約 39,720L ～ 68,700L	約 15,801L (回収中)	約 15,801L (回収中)	-	27～54%
E: 旧処分場内	約 517,300L	約 194,400L	約 322,900L	約 79,103L (回収中)	約 60,803L (回収中)	約 18,300L	31%
計	約 903,300L	約 304,650L ～ 398,320L	約 504,980L ～ 598,650L	約 242,294L	約 168,184L	約 74,110L	

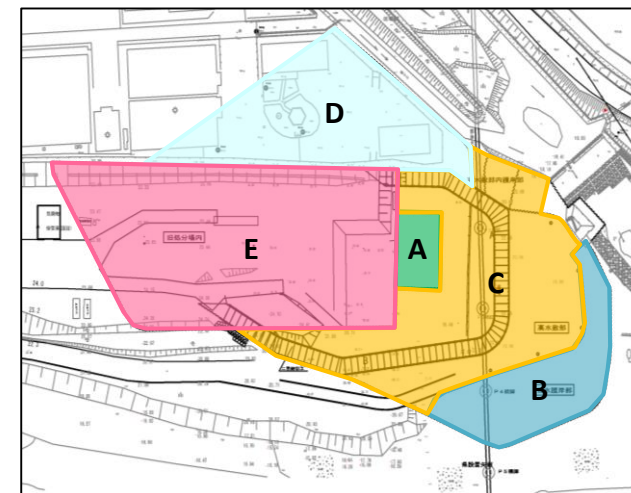


図1-3-1 移動態油量のエリア区分

※1 表中の油の賦存量の評価は、A～Dエリア：油相部についてはH28.6、油相部以外についてはH23.11時点の分析データに基づいて算出

Eエリア：油相部、油相部以外ともにR3.10時点の分析データに基づいて算出

※2 表中の回収量実績について、回収期間はH25.4からR4.5までのデータを参照

※3 Cエリアの⑥固定態油量は、Bエリアの⑤移動態油量と⑥固定態油量の割合から算出した。

## 2. 令和5年度以降の事案地の状況

---

2. 1 令和5年度以降の事案地の状況について

2. 2 令和5年度以降に残置する井戸

## 2.1.1 令和5年度以降の事案地の状況\_当初計画

### <令和5年度以降の状況>

熱処理エリア及びその西側のエリアにおいてVOCを含む廃棄物が雨水と接触しVOCが地下水に溶解するのを防止するためにアスファルトキャッピングすると、それらのエリアからの排水が二重締切工の内側に流入する。



### <第11回委員会での報告>

二重締切工の内側エリアの浸透能を確認した結果、当該エリアは冠水しないことを報告。



### <将来における懸念事項>

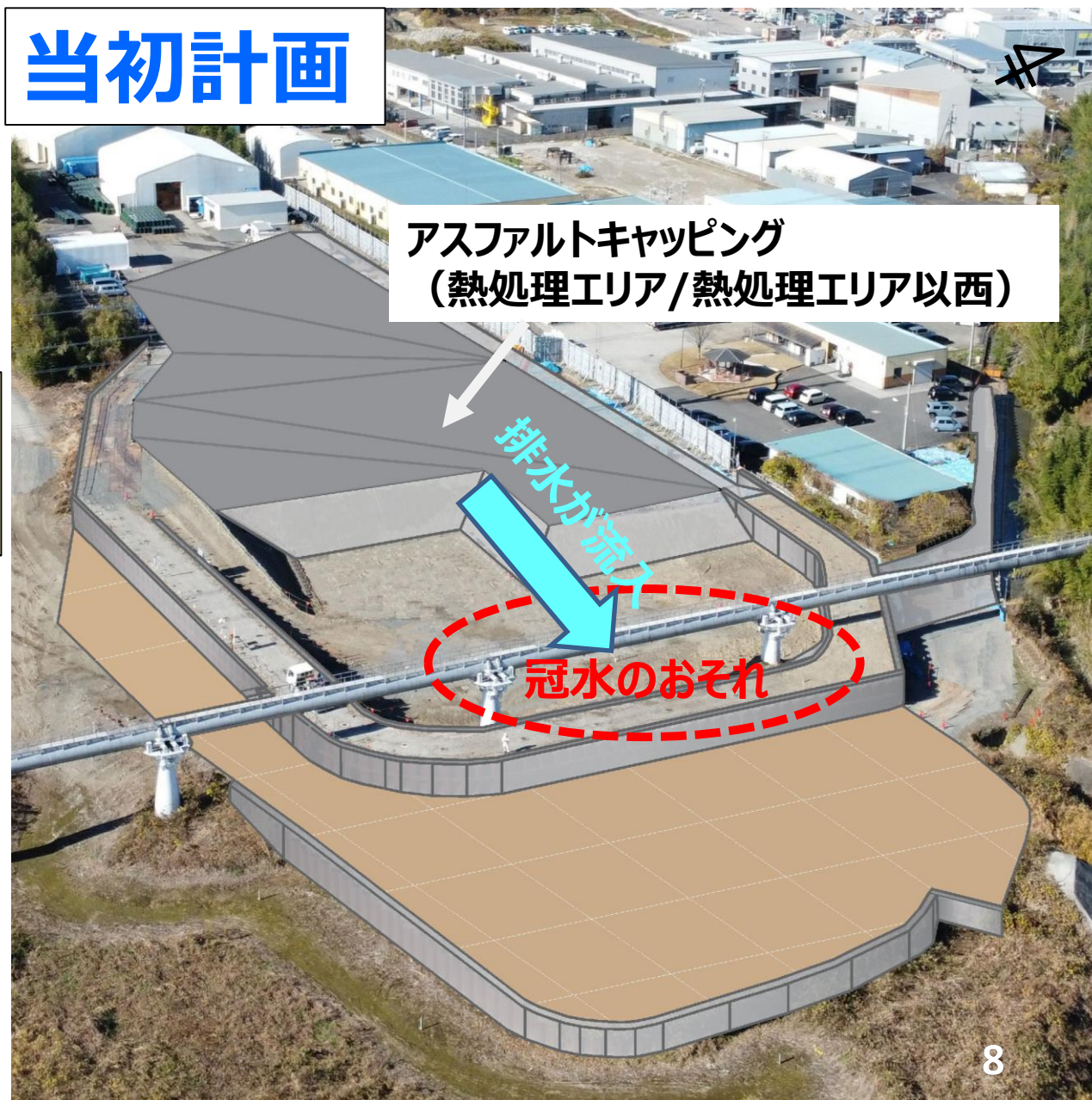
現時点で雨水浸透能が確保されているとしても、**今後生じる土壌クラストや地中の間隙の目詰まり等により雨水浸透能が長期に亘り維持されるかが懸念**される。



### <排水計画の見直し>

懸念事項に対応するため、排水計画を見直した。

### 当初計画

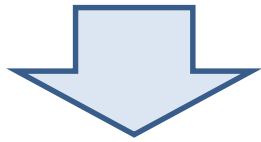




## 2.1.2 令和5年度以降の事案地の状況\_変更計画

### 【前提条件】

- ①二重締切工は仮設堤防であり、天端高を変更したり穴を空けることができない
- ②水管橋との干渉を避ける
- ③北側の工場側への排水を避ける
- ④熱処理終了後の短い期間で施工できる施工量



### 【基本方針】

- ・上記①,②,③,④に留意し二重締切工の内側エリアの**盛土による嵩上げを検討**する
- ・地表面は、アスファルトキャッピングする
- ・**表面排水は員弁川方向を原則とする**

### 変更計画 (案)



## 2. 1. 3 令和5年度以降の事案地の状況\_変更詳細計画



### ■埋め戻し総土量

10,200m<sup>3</sup> (10tダンプ 1,700台前後)

### ■最高舗装高

24.80m

### ■嵩上げの施工期間

熱処理工と並行して、土壌搬入や嵩上げを行う。

二重締切内: ~令和4年10月末(出水期)

※防護コンクリート施工前に実施する必要があるため

熱処理エリア及び熱処理エリア以西: 令和5年1月~2月

※熱処理工を令和4年12月末まで実施し、令和5年1月  
~井戸・設備等を撤去

### ■その他の留意点

- ・公共事業間の残土流用によるコスト縮減
- ・北側の工場への排水の低減
- ・水管橋の近接施工

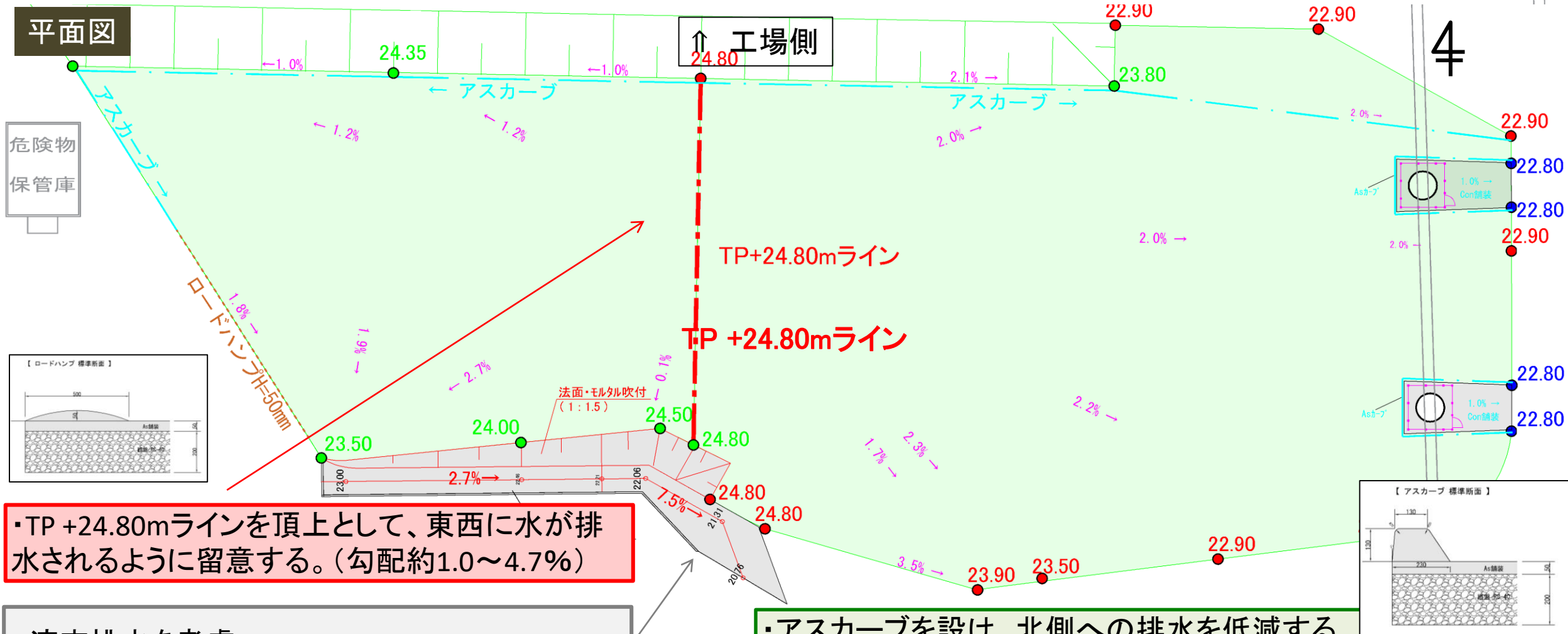
# 2.1.4 令和5年度以降の事案地の状況\_変更詳細計画

## ■排水にかかる留意点

【凡例】

- TP+表記 : 計画舗装高
- TP+表記 : 二重締切拘束高さ
- TP+表記 : 水管橋脚部 防護コン天端切下げ高
- ← 計画舗装勾配
- ..... : ロードハンブ
- : アスカーブ
- : 計画As舗装

平面図

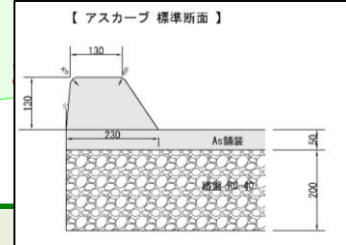
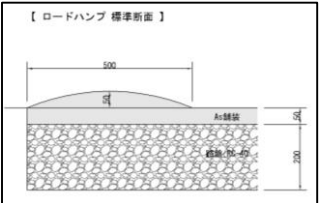


・TP +24.80mラインを頂上として、東西に水が排水されるように留意する。(勾配約1.0~4.7%)

・流末排水を考慮

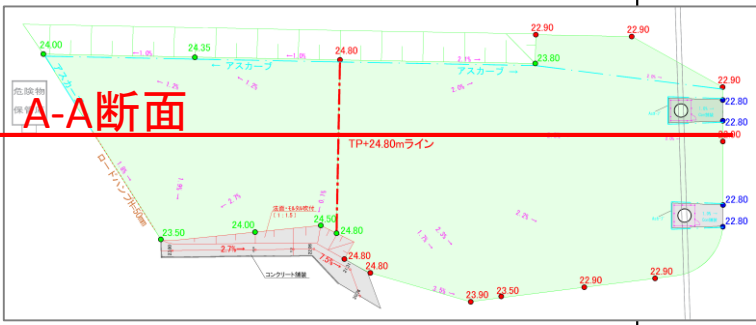
・アスカーブを設け、北側への排水を低減する。  
 ・橋脚周りにアスカーブを設け、水が溜まらないように留意する。

4



# 2.1.5 令和5年度以降の事案地の状況\_変更詳細計画

## ■排水にかかる留意点



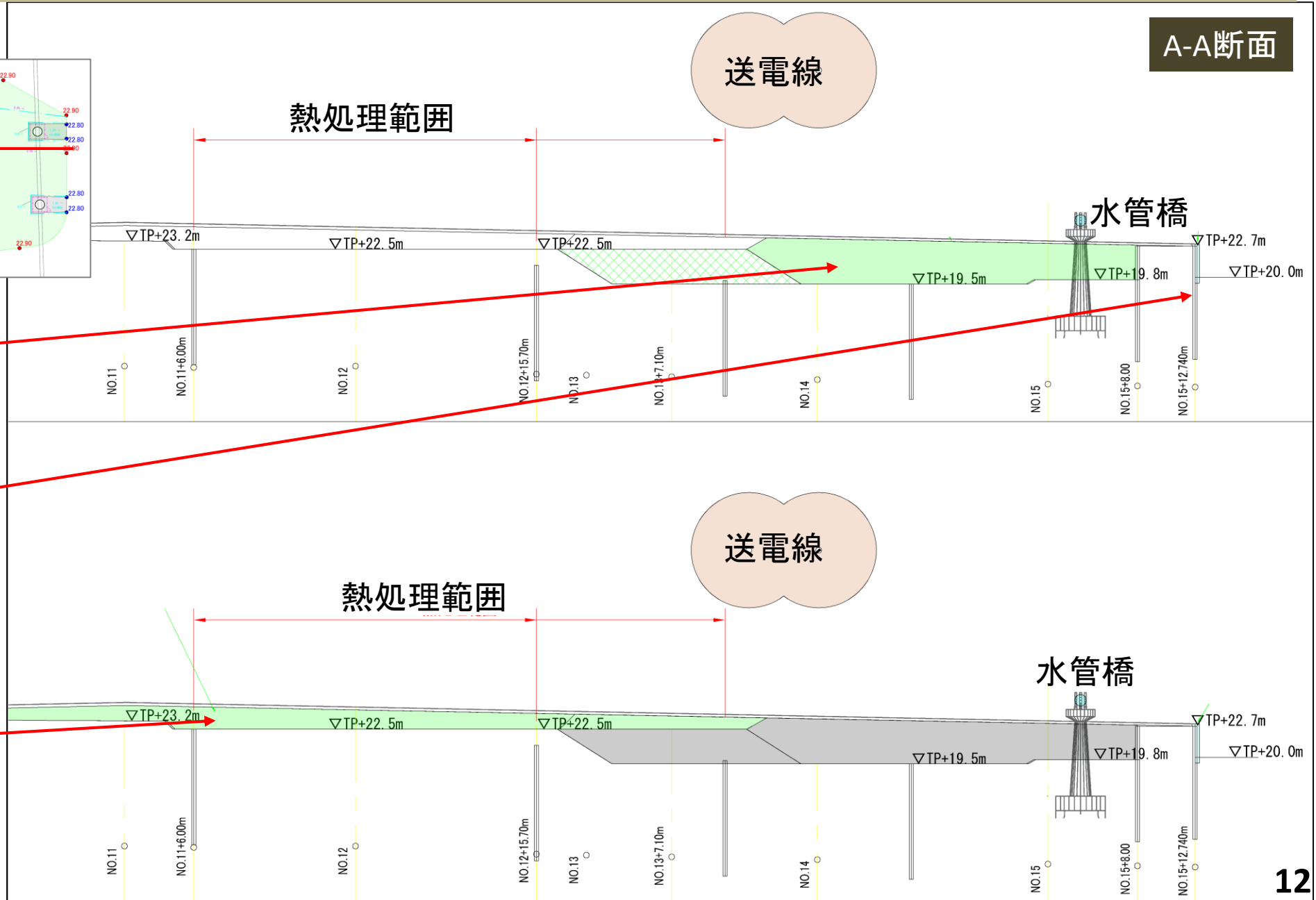
1次盛土 (V=6,300m<sup>3</sup>)  
~ 令和4年10月末に実施

防護コンクリート施工  
令和4年11月~(湯水期)

熱処理工設備等撤去

2次盛土 (V=3,900m<sup>3</sup>)  
令和5年1月~2月に実施  
※熱処理工撤去後

アスファルトキャッピング施工



A-A断面

## 2. 1. 6 令和5年度以降の事案地の状況\_変更詳細計画

### ■ 水管橋付近の施工における留意点\_離隔距離

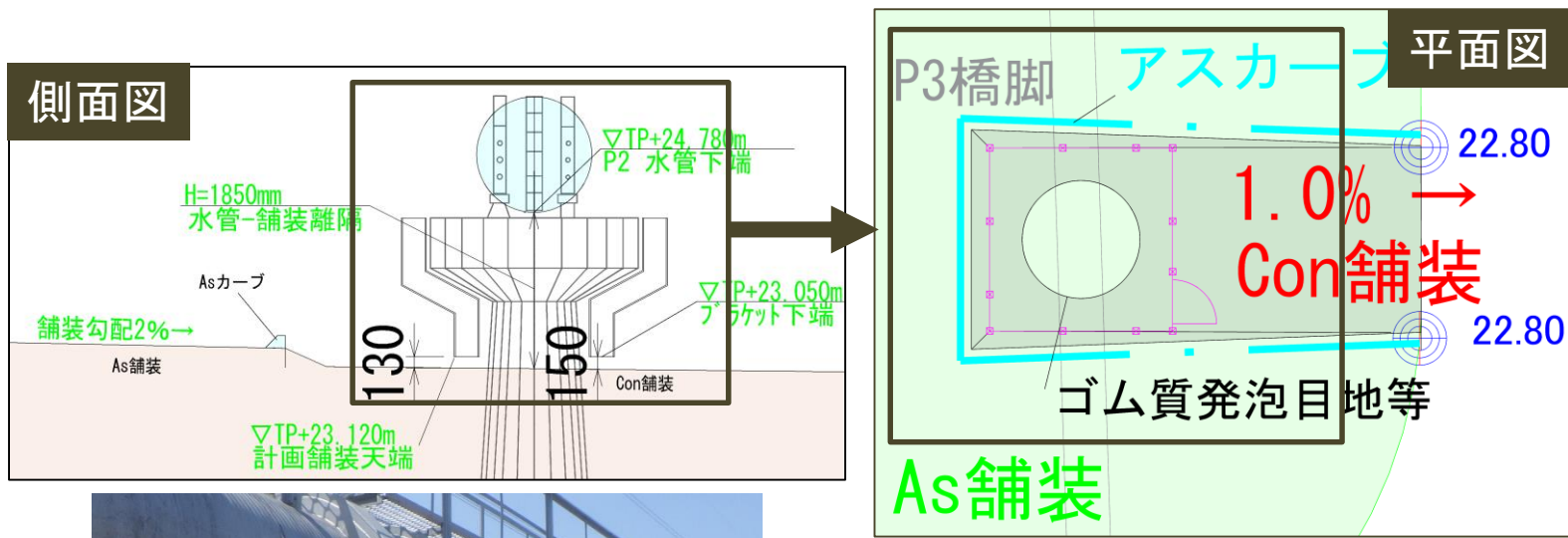
- ・ 離隔距離の注意喚起のため、トラロープ及び注意喚起看板を設置



# 2.1.7 令和5年度以降の事案地の状況\_変更詳細計画

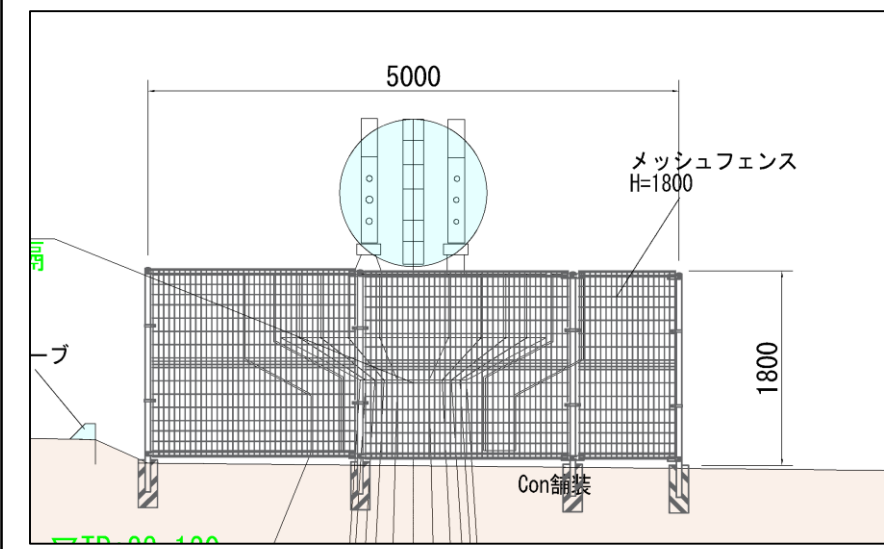
## ■水管橋付近の施工における留意点

### ○水管橋へ離隔確保対策



・水管橋の変位制限装置のブラケットとの離隔を確保するため、水管橋周りは**コンクリート舗装**とする。(最小排水勾配は、アスファルト舗装は約2%以上必要であるが、コンクリート舗装は約**1%**で施工が可能)

### ○水管橋への侵入防止対策



・水管橋への侵入防止のための**立入防止柵**を設置する。

## 2. 1. 8 令和5年度以降の事案地の状況\_景観への配慮

図中の「●、|」は、令和5年度以降に残置する井戸（詳細は次頁）

防護コンクリート（露出鋼矢板）

・自然石の見た目に近い化粧型枠を採用

防護コンクリート（施工完了）



防護コンクリート（施工中）



コンクリートキャッピング（低水敷部）

・コンクリート打設時に材料を散布し河床にある砂礫に近い色で着色を行う



# 2.2 令和5年度以降の事案地の状況\_井戸

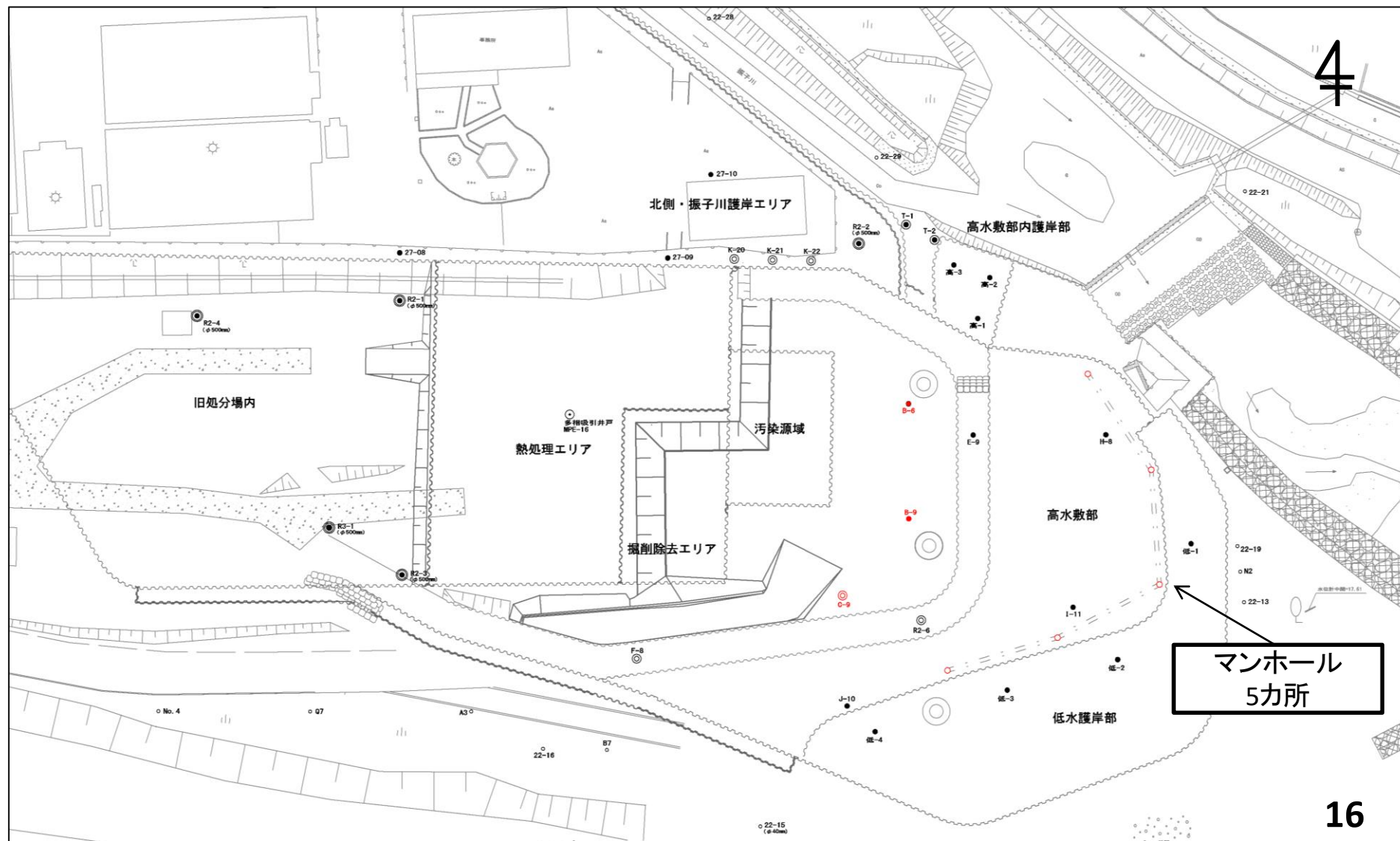
これまでに設置した観測井戸及び集油井戸については、令和5年度以降に油や有害物質の漏洩が確認される等の事態が生じた際に、事案地及びその周辺の地中の水位及び水質を迅速に把握できるよう残置するものとした。

表:残存井戸一覧

井戸径	本数
φ50	11本
φ100	15本
φ200	8本
φ500	5本
MPE管 (φ114.3)	1本
合計	40本

※工場内計上してない

- 凡例
- : 井戸 (φ50mm)
  - : 井戸 (φ100mm)
  - ⊙ : 井戸 (φ200mm)
  - ⦿ : 井戸 (φ200mm, スキマ有)
  - ⊕ : 井戸 (φ500mm)
  - ⊛ : MPE井戸 (φ114.3mm)





## 3. 令和5年度以降の工作物の点検

---

3. 1 工作物の点検

3. 2 工作物の点検頻度

3. 3 工作物の点検場所

3. 4 工作物の点検内容

## 3.1 工作物の点検

### <目的>

事案地には、対策工で施工した工作物（鋼矢板やコンクリート等）を令和5年度以降、残置する。

**工作物の点検は、対策工の健全性や機能を把握するために実施する。**

### <考え方>

点検は、**県職員（環境担当課）が実施する**ため以下に留意する。

- ・ **専門用語は、注釈を入れるなどしてわかりやすくする。**
- ・ 点検表の項目は、**必要最低限で判断しやすいもの**を設定する。
- ・ 点検表は、点検実施者により**点検結果がばらつくことがないようチェックリスト形式**とする。
- ・ 点検表の項目は、**エリア別、対策工毎に設定**する。
- ・ 異常が確認された場合は、対応がなされず放置することがないよう**対応状況に関する項目を設ける。**

点検の**実効性を高める**ために、以下に留意する。

- ・ 点検を実施した際は、点検結果（電子データ及び紙）は環境担当課と**土木担当課が共有**する。
- ・ 点検結果や完成図書等を**電子データ及び紙で保存し、毎年、それらの存在を確認する作業を業務に位置付ける。**

# 3.2 工作物の点検頻度

点検は、**年1回の定期点検**と**異常気象後の緊急点検**を実施することとしたい。

1 定期点検 **1回/年（最初の2年間（令和5年度、令和6年度）は2回/年）**

2 緊急点検 **異常気象(※)後（大雨、台風又は地震が収まった直後）**

### (※) 異常気象の判断基準

**大雨：1時間に50mm以上**（観測点：桑名観測所）

**員弁川で避難判断水位以上**（観測点：星川水位観測所）












**地震：震度5弱以上**（観測点：四日市市日永）

(参考) 星川水位観測所における過去の水位レベル

1991年以降	氾濫危険水位3.97m（レベル4）超過なし
過去10年間（2011年～2021年）	避難判断水位2.70m（レベル3）超過：8回

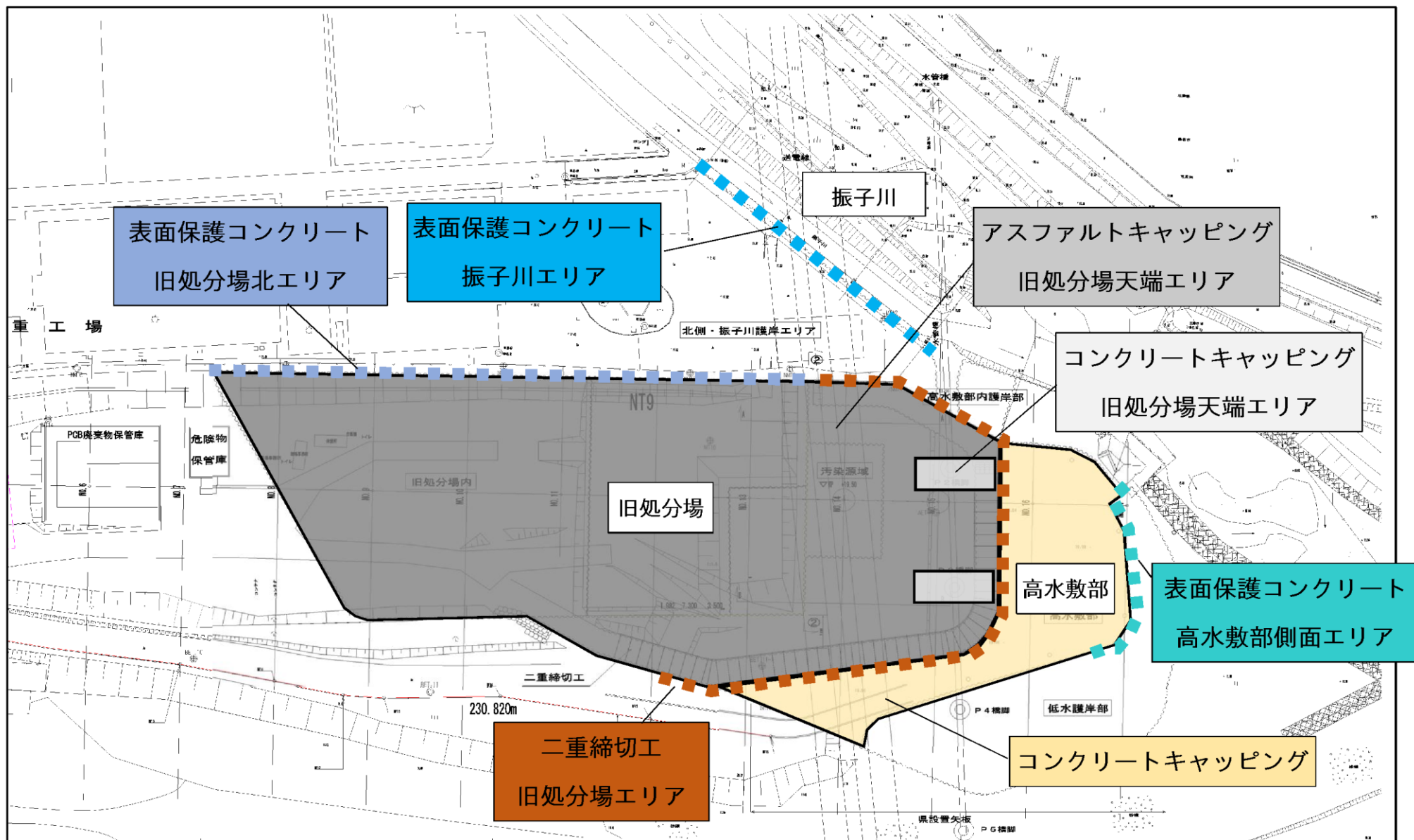
(参考) 桑名観測所における過去の大雨の発生日数（最大1時間降水量）

	30mm以上	50mm以上	80mm以上
過去10年間（2011年～2020年）	13日	4日	0日
過去20年間（2001年～2020年）	22日	5日	0日

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。 	雨の音で話し声が良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりができる。 	車に乗っていて
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていてもぬれる。 			ワイパーを速くしても見づらい。 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。		震えている人の半数くらいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる。(ハイドロプレーニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る。(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる。 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが高くなり、または大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。  
(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには暫時的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

### 3.3 工作物の点検場所



※点検場所によっては、雑草が繁茂し目視が困難となる場所が想定されるため、点検前には除草を行う。

# 3.4 工作物の点検内容

工作物の分類	機能	要求性能	点検項目	点検内容	備考
鋼矢板 (二重締切工)	・仮設堤防	(平時) 堤外地側の土圧に対する 安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼矢板の傾き (鋼矢板天端の変位)</li> <li>継ぎ手部の開き</li> <li>鋼矢板の腐食 (錆び)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼矢板天端の目地の開き</li> <li>表面保護コンクリートの目地の開き</li> <li>表面保護コンクリートの目地及びクラックの錆の有無</li> </ul>	地上露出部 (表面保護コンクリートで保護) 及び地中部は不可視部のため目視点検は不可
		(出水時) 堤外地側の土圧及び堤内地側の水圧に対する安定性			
		(出水時) 河川水に対する止水性			
鋼矢板 (囲い込み工)	・油の拡散防止	地中の油に対する遮断性	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質モニタリング結果</li> <li>周辺河川の油膜の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下水及び表流水の水質に異常がないか</li> <li>河川等の油膜の有無</li> </ul>	地中部は不可視部のため目視点検は不可
表面保護コンクリート	・地上露出鋼矢板の防錆	コンクリートと鋼矢板の密着性	<ul style="list-style-type: none"> <li>隙間の有無</li> <li>鋼矢板の腐食 (錆び)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面保護コンクリートの目地の開き</li> <li>天端部のひび割れの有無の有無</li> <li>油浮き出しの有無 (振子川エリアのみ)</li> <li>表面保護コンクリートの目地及びクラックの錆の有無</li> </ul>	
アスファルトキャッピング	・雨水浸透防止	雨水に対する遮水性	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アスファルトキャッピング及び水管橋下のコンクリートキャッピングのひび割れの有無</li> <li>防護コンクリートとアスファルトキャッピングの境界における隙間の有無</li> <li>アスファルトキャッピングと水管橋下のコンクリートキャッピングの境界における隙間の有無</li> <li>雑草の有無</li> </ul>	沈下やたわみについては、遮水性との関係性が低いため、点検項目から除外
コンクリートキャッピング	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水時の油の浮遊防止</li> <li>高水敷部の洗堀防止洗堀防止</li> </ul>	地中の油に対する遮断性	<ul style="list-style-type: none"> <li>亀裂及び隙間の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートキャッピングのひび割れ及び目地の開きの有無</li> <li>コンクリートキャッピングと鋼矢板との隙間の有無</li> <li>コンクリートキャッピングと鋼矢板との隙間の有無</li> <li>雑草の有無</li> <li>油の浮き出しの有無</li> </ul>	
		河川水の掃流力に対する安定性			

その他として、令和5年度以降、事案地全体に残置する井戸の地上立ち上がり部の損傷について点検を行う。

## 4. 支障除去対策の完了に向けた有害性の評価

---

- 4. 1 実施計画における生活環境保全上の支障等
- 4. 2 目標の判断指標の対象
- 4. 3 現状のモニタリングの状況
- 4. 4 支障除去等の完了にあたり考慮すべき要素
- 4. 5 環境リスク評価に基づく有害性評価について

## 4. 支障除去対策の完了に向けた有害性の評価

第9回委員会において設定した、生活環境保全上の支障のおそれを評価するための「有害性」について、次回(第13回)の委員会で何のデータ等を示すのか、今回の委員会でお示しするものである。

第9回委員会 (令和2年12月16日)	生活環境保全上の支障等除去等の完了にあたっては、生活環境保全上の支障のおそれの評価について、「化学物質による環境リスク」が「有害性の強さ」と「暴露経路」で評価されることを踏まえ、「有害性」と「暴露経路」を行政代執行終了可否の判断の要素とすることとした。
第12回委員会(今回)	「有害性」について、第13回委員会で何のデータを示すのかをお示しする。
第13回委員会(次回) (令和5年2月頃予定)	第12回委員会で示した項目について、具体的なデータ及び評価をお示し、行政代執行終了可否の判断について、ご意見を伺う。

# 4. 1 実施計画における生活環境保全上の支障等

## ➤ 生活環境保全上の支障等

### PCB等を含む油が河川水または周辺地下水に滲出すること

＜実施計画から引用＞

「PCB, VOC等の有害物質は地下水面上の油相中に存在しており、また、周辺土壌等にはPCB等を含む油が付着しているため、これまでに鋼矢板の設置等の緊急対策を行ったものの、依然としてPCB等を含む油が河川敷等の地中にあることから、将来、河川または周辺地下水に油が滲出するおそれがあり、恒久的な対策が必要となっている。」

## ➤ 目標

PCB等を含む油を除去し、併せて汚染された土壌等の対策を講じることにより、「**河川水にPCB等を含む油が滲出せず、周辺地下水にもPCB等を含む油の拡散が認められない状態**」にすること。

## ➤ 目標の判断指標

河川水	河川水面に <b>油膜が認められないこと</b> 河川の <b>水質が環境基準値以下</b> であること
周辺地下水	周辺の観測井の地下水面で <b>油膜が認められないこと</b> 地下水の <b>水質が環境基準値以下</b> であること



## 4. 2 目標の判断指標の対象

目標の判断指標の対象は、実施計画には明記されていないものの、①移動態油と②有害物質である。

### ①移動態油

判断指標が、河川水や周辺地下水における「油膜」であることから、事案地内の移動態油が対象となる。

### ②有害物質

有害物質については、実施計画には以下のとおり位置付けられており、目標の対象となる有害物質は、PCB、VOC、ふっ素の3つが対象である。

<実施計画書P39抜粋>

なお、油中に含まれるPCBやVOCのほか、旧最終処分場敷地内の掘削物溶出試験からはふっ素が検出されていることから、支障除去等対策に伴う工事によって、これらの有害物質を含め当該場所に起因する汚染が周辺に拡散しないことも目標に含むものとする。

## 4.3 現状のモニタリングの状況

現状のモニタリングでは、目標の判断指標について満足している状況が確認されている。しかし、依然としてPCBを含む油が事案地内に存在しており、生活環境保全上の支障のおそれを除去するために、油の賦存量の減少に最大限の努力をするとともに、油が周辺に拡散しない状態を維持する必要がある。

### <モニタリング結果>

#### 河川水

- (1) 河川水面に油膜は認められない。
- (2) 河川水において、PCB,VOC,ふっ素(※)はすべて環境基準値以下。

#### 河川の周辺地下水

- (1) 地下水面に油膜は認められない。
- (2) 地下水において、PCB,VOC,ふっ素(※)はすべて環境基準値以下。

※ふっ素については、周辺に拡散しないことをモニタリングしながら対策工事を進めていく。

## 4.4 支障除去等の完了にあたり考慮すべき要素

生活環境保全上の支障除去等の完了にあたっては、生活環境保全上の支障のおそれの評価について、「有害性」と「暴露経路」を終了可否の判断の要素とし、これらを総合的に評価し終了の可否を判断したい。

### ➤ 河川水及び周辺地下水における油膜形成のおそれ

判断の要素	評価対象
有害性	油相の分布(範囲、油相厚)、有害物質濃度(油中)
暴露経路	鋼矢板による拡散防止措置、表面キャッピング、利水、今後の土地利用制限

### ➤ 河川水及び周辺地下水の水質(PCB,VOC)が環境基準値を超過するおそれ

判断の要素	評価対象
有害性	有害物質濃度(水質)、分布状況、検出状況(頻度や期間)
暴露経路	鋼矢板による拡散防止措置、表面キャッピング、利水、今後の土地利用制限

※河川水の利水等(水道水源及び農業用水としての取水、水生生物・内水面漁業)については、支障除去等対策完了後の状況も考慮が必要。

※有害物質濃度(土壌)については、平成22~23年に実施したボーリング調査のみで古いため、評価対象外とする。

## 4. 5. 1 環境リスク評価に基づく有害性評価について

### ➤ 有害性評価 ①移動態油 油相の分布(範囲、油相厚)、有害物質濃度(油中)

移動態油に係る有害性は、以下のとおり油相の分布、油の賦存量及び油中のPCB・VOC濃度を評価する。

項目	検出状況 (頻度や期間)	分布状況
油相の分布	令和4年2月～令和5年1月(※1)	残存する観測井戸
移動態油の賦存量	令和5年1月時点(※2)	残存する観測井戸
油中のPCB濃度	令和4年度内で2回	事案地内の代表エリア毎
油中のVOC濃度	令和4年度内で2回	事案地内の代表エリア毎

(※1) 油相厚は年変動することから、令和5年2月の委員会(予定)の直近の1年間のデータにより評価する。

(※2) 令和5年2月の委員会(予定)の直近のデータにより評価する。

## 4. 5. 2 環境リスク評価に基づく有害性評価について

### ➤ 有害性評価 ②有害物質濃度(水質)

有害物質に係る有害性は、有害物質濃度の検出状況(頻度や期間)及び分布状況を評価対象とする。

項目	種類	物質	検出状況 (頻度や期間)	分布状況
有害物質濃度	水質	PCB VOC ふっ素	令和4年2月～令和5年1月 (直近1年間)	地下水、河川水

※有害物質濃度(油中)については、有害性評価①移動態油にて評価をする。

# (その他)今後の予定について

---

- ◆ 第13回委員会  
令和5年2月頃      行政代執行の終了判断について
  
- ◆ 最終報告  
令和5年3月頃      (報告の内容及び方法は検討中)